

# 領 収 書

様

(住所: \_\_\_\_\_ )

¥ \_\_\_\_\_

但し、令和 年度共同募金として

法人税法第37条第3項第2号に該当  
所得税法第78条第2項第2号に該当  
地方税法第37条の2、第314条の7に該当

令和 年 月 日 上記有難く領収致しました。

社会福祉法人 石川県共同募金会



- (参考) 1. 個人の方からの寄付金は、所得税の「所得控除」または「税額控除」の対象になります。  
また、個人住民税の「税額控除」の対象になります。  
株式会社などの法人からの寄付金は「全額損金算入」の対象になります
2. 確定申告にさいして、この領収書が必要となりますので、大切に保存してください。
3. 確定申告にさいして、所得税及び個人住民税にかかる税額控除を受ける場合は、住所の記入が必要となります。

※本会では、個人情報適切に取り扱い、許可なく第三者に提供しません。